

## サポ ー ト 1 0 0

お使用みち	ご本人および2親等以内の親族の多目的費用にご利用いただけます。(ただし、事業資金・投機的資金・政治資金にはご利用いただけません。)
ご利用限度額	100万円
利 率	固定金利 (適用金利は店頭にてご確認ください。)
ご融資期間	10年以内です。
ご融資方法	証書貸付
ご返済方法	元利均等(毎回の元金と利息の合計額が同じ)による均等返済または均等加算併用返済のどちらかをお選びいただけます。 繰上返済(一部・全額)はいつでも可能です。繰上返済手数料は不要です。
担 保	不要
保 証	原則として保証人は不要です。当金庫指定の保証協会(一般社団法人 日本労働者信用基金協会)をご利用いただけます。
保 証 料	保証料は当金庫が負担いたします。
条 件 そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働金庫組織会員の労働組合員および管理職、職域生協組合員の方</li> <li>○勤続年数1年以上の方</li> <li>○年収150万円以上の方</li> <li>○当金庫の審査基準にもとづく審査の結果、ご融資ができない場合がございますのでご了承ください。</li> </ul>
ご提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ろうきんローンお借り入れ申込書(無担保用)</li> <li>○個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書 お客様から提出していただいた同意書により、同意の範囲内で個人情報を取得いたします。 同意なく不適切な方法にてお客様の個人情報を取得することはありません。また同意書において提示した利用目的以外には、お客様の個人情報を使用いたしません。</li> <li>○反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書(兼外国PEPsの確認書)</li> <li>○確認提出書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 本人確認書類 写真貼付の確認書類(運転免許証・パスポート等)とし、所持されていない方は、印鑑証明書・保険者証等複数の確認書類で確認させていただきます。</li> <li>2. 年収確認書類 前年の源泉徴収票・公的証明書のいずれか ただし、お客様の勤務先等により、一部書類のご提出を省略できる場合があります。</li> <li>3. 勤続年数確認書類 健康保険者証・勤務先照会記録 ただし、お客様の勤務先等により、一部書類のご提出を省略できる場合があります。</li> </ul> </li> </ul>

<p><b>ご提出書類</b></p>	<p>4. 資金使途確認書類  ○資金使途明細書  なお、組織会員の方および4号特例会員、2号職域生協会会員の方は、使途申告により省略することができます。また、資金使途が他行ローン等の借換（信販・消費者金融の借換も可）の場合は、全ての借入状況が分かる資料とともに、資金使途明細書を作成してご提出をお願いします。  ○残高証明書、返済予定表等（他行ローン借換の場合）  ○返済金引落通帳により直近6ヶ月の返済履歴を確認させていただきます。</p> <p>5. 融資内容確認書  お客様にご利用いただく融資商品について、内容を了解した旨の確認としてご提出いただきます。</p> <p>6. 2親等以内の親族の方に関係する資金使途である場合、申込人との続柄が確認できる書類が必要となります。</p> <p>7. その他必要書類</p> <p>融資審査の結果によりご希望に添えない場合がありますが、ご提出いただいた書類は原則ご返却いたしかねますのでご了承ください。  なお、上記のご提出書類は当金庫で13ヶ月保管した後に処分させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【詳細についてはくろうきん&gt;までお問い合わせください】</p>
<p><b>ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ</b></p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。  【窓口：四国労働金庫お客様相談センター】 0120-505-690  受付時間 平日 午前9時～午後5時  なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。  ホームページアドレス <a href="https://www.shikoku-rokin.or.jp/">https://www.shikoku-rokin.or.jp/</a></p>
<p><b>第三者機関に問題解決を相談したい場合</b></p>	<p>弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。  なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。  【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288  受付時間 平日 午前9時～午後5時  【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031  第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588  第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249  受付時間 平日 午前9時～午後5時  ※仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか当金庫のホームページをご覧ください。  ホームページアドレス <a href="https://www.shikoku-rokin.or.jp/">https://www.shikoku-rokin.or.jp/</a></p>